

令和7年4月24日

保護者様

京都市立正親小学校  
校長 長谷川 英司

## 台風等に対する非常措置について

台風等により京都市に「暴風警報」及び「特別警報」が発令された場合、下記のような措置を取ります。テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

緊急災害時には、学校HPや学校連絡アプリ「すぐーる」の配信等によって、対応措置などの情報を配信いたします。

記

### 1 「特別警報」について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。  
(2) 「特別警報」が解除された場合は、以下の措置を取ります。

- ◆午前0時までに解除になった場合 ..... 5校時(13時40分)から授業  
(給食は中止)
- ◆午前0時現在、特別警報発表中の場合 ..... 臨時休校

### 2 「暴風警報」について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。  
(2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ◆午前7時までに解除になった場合 ..... 平常授業
- ◆午前9時までに解除になった場合 ..... 3校時(10時40分)から授業
- ◆午前11時までに解除になった場合 ..... 5校時(13時40分)から授業  
(給食は中止)
- ◆午前11時現在、警報発令中の場合 ..... 臨時休校

※「暴風警報等」が出ると予想される日に、「緊急時引き渡しカード」の「集団下校が必要な場合の措置について」の下校方法が異なる場合は、連絡帳等で担任にお知らせください。

### 3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校HPや学校連絡アプリ配信等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

※特に、全市的に避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合などを想定しています。

裏面あり

## 4 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合について

【参考】 避難勧告等の名称について（学区ごとに発令されます）

※ 「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されただけでは、原則として休校措置は取  
りません。ただし、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合であっても、状況  
等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。

避難勧告等 の種類	避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
発令時 の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難行動要支援者とその支援者が避難行動を開始する必要がある状況</li><li>・災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の準備を行う必要がある状況</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか若しくは人的被害が発生し、立退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか若しくは人的被害が発生し、立退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況</li></ul>
市民が 取るべき 行動	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難に時間のかかる避難行動要支援者とその支援者は、避難行動を開始</li><li>・速やかな避難に向けた準備</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・立退き避難</li><li>・屋内安全確保</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・立退き避難をしそびれた者の立退き避難</li><li>・立退き避難に時間的余裕がない場合等の、生命を守る最低限の行動</li></ul>

## 5 在校中に「特別警報」「暴風警報」が発表された場合、 もしくは「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発表された場合

直ちに臨時休校をしたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、ご提出いただいている「緊急時引き渡しカード」の通り対応いたします。  
不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置く場合もあります。